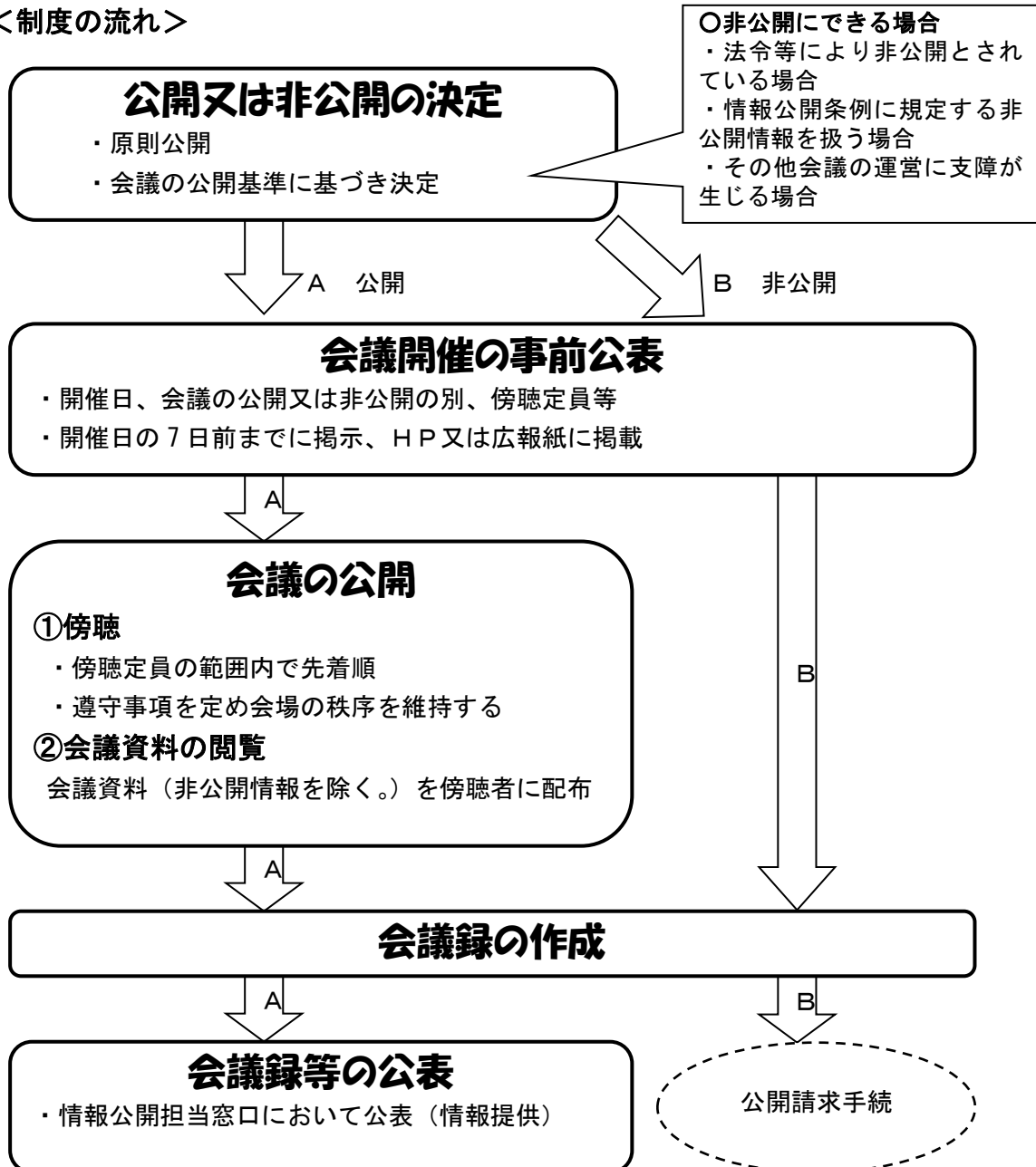


会議の公開・会議録の公表制度

○対象となる審議会等

- ・ 市民、市民団体の代表者、学識経験者及び国、県等の関係機関で構成されたもの
- ・ 市職員のための庁内検討委員会等を除く
- ・ 特定の事業実施のための実行委員会等を除く

<制度の流れ>



○運用状況の公表（年 1 回）

会議の開催件数、公開件数、傍聴人数等を広報紙、HP で公表

かぞブランド認定委員会における非公開事項について

かぞブランド認定委員会における会議の公開、非公開については、加須市審議会等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱に基づき、次のとおりとする。

非公開とする事項

○かぞブランド認定制度見直しに係る審議

上記については、加須市情報公開条例第7条第1項第3号の規定により、非公開とする。

条例第7条第1項第3号

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等若しくは個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報